

## 中小企業者等支援給付金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受け、売上の減少した市内中小企業等へ中小企業者等支援給付金（以下、「給付金」という）を支給し、その事業継続の安定化を支援することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱で、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業等 次の(2)に掲げる中小企業および(3)(4)に掲げるその他の法人。ただし、大企業が実質的に経営に参画している企業（いわゆる「みなし大企業」）、国または地方公共団体が出資する法人を除く。
- (2) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者である会社および個人事業主
- (3) その他の法人 事業活動を行う従業員100人以下で次に掲げる法人。
  - ア 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に定める特定非営利活動法人
  - イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条に定める一般社団法人および一般財団法人
  - ウ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条に定める公益社団法人および公益財団法人
  - エ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に定める医療法人
  - オ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に定める学校法人
  - カ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に定める社会福祉法人
- (4) その他市長が特に必要と認める法人

### (支給要件)

第3条 給付金の支給対象者となる者は、現に事業を継続しており、次の各号に掲げる要件をすべて満たす中小企業者等とする。

- (1) 市内に主たる事業所（法人にあっては本店の登記）があること。ただし、

令和3年1月1日までに開業（設立）し、令和3年4月1日から申請日時点で市内で事業を行っていること。また、今後も市内で事業を継続する予定であること。

- (2) 令和3年4月から9月までの6か月間の売上合計が、令和2年又は令和元年同月合計比で5%以上50%未満減少していること
- (3) 令和3年4月から9月における国の「月次支援金」、大阪府の「営業時間短縮協力金」の支給を受けていない、又は受ける予定がないこと
- (4) 令和2年度または令和3年度の交野市の「中小企業者等事業継続支援金」の支給を受けていない、又は受ける予定がないこと
- (5) 市税を滞納していないこと。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りではない
- (6) 確定申告をしていること。ただし、申請日時点で初回の確定申告期限が到来していないものにおいては、この限りではない
- (7) 個人事業主においては、当該事業から主たる収入を得て生計を維持していること
- (8) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」でないこと。
- (9) 交野市暴力団排除条例（平成24年12月27日交野市条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者ではないこと

（開業日による措置）

第4条 令和2年4月2日以降に開業した場合は、前条第2号の規定に関わらず、開業日の属する月の翌月（1日を除く）から令和3年3月31日まで期間の1か月あたりの平均売上を算出し、その平均売上に6を乗じた金額を令和3年4月から9月の売上と比較し、5%以上50%未満減少していること

（給付金の額）

第5条 給付金の額は、一事業者あたり10万円とする。

(給付金の交付の申請等)

第6条 給付金の交付を受けようとする者は、令和4年2月10日までに中小企業者等支援給付金交付申請書兼請求書(様式第1号)(以下、「申請書」という)により、市長に申請及び請求を行わなければならない。

2 前項の規定による申請は、1事業者につき1回かぎりとする。

3 申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 市内に主たる事業所を有すること証する書類の写し、法人にあっては市内に本店を有することを証する書類の写し

(2) 第3条第2号または第4条に規定する売上が減少したことを証する書類

(3) 申請書に記載された振込先に係る事項が確認できる通帳その他の書類等の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

4 市長は、給付金の適正な交付のために必要があると認めるときは、申請者の不利益とならない範囲内において、申請等の内容に修正を加えることができるものとする。

(交付の決定等)

第7条 市長は、給付金の交付の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、速やかにその交付の可否を決定し、中小企業者等支援給付金交付決定通知書(様式第2号)または、中小企業者等支援給付金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付決定をするに当たり、支援金交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 申請者は、第7条第1項の規定による通知を受けた場合において、中小企業者等事支援給付金交付申請書兼請求取下書(様式第4号)を市長に提出することにより申請を取り下げることができる。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定を取り消すことができる

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により給付金の交付を受け、または交付を受けようとしたとき

(2) その他市長が不適正と認めるとき

2 市長は、前項の規定により交付決定の取消を行ったときは、その旨を中小企業者等支援給付金交付決定取消通知書（様式第5号）により交付決定に係る申請者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第10条 市長は、申請者が第8条の規定による申請の取下げを行ったとき、または第9条の規定による交付決定の取消しを行った場合で、すでに給付金を交付している場合は、中小企業者等支援給付金返還通知書（様式第6号）により、交付対象者に期限を決めて返還を命ずるものとする。

(加算金)

第11条 返還通知を受けた者は、給付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還通知に係る額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3%の割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。ただしやむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りではない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月15日から施行する